

2022年6月9日

株主各位

第156回定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項

マツダ株式会社

# 目次

1. 事業報告	
会計監査人の状況	・・・ 1頁
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議及び運用状況の概要	・・・ 2頁
2. 連結計算書類	
連結株主資本等変動計算書	・・・ 8頁
連結注記表	・・・ 9頁
3. 計算書類	
株主資本等変動計算書	・・・ 20頁
個別注記表	・・・ 21頁

上記事項は法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mazda.com/ja/investors/>) に掲載することにより、株主の皆様提供したものとみなされる情報です。

# 1. 事業報告

## 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 会計監査人としての報酬等の額	219百万円
② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	286百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画が、当社グループのリスクを踏まえた効果的かつ効率的な計画であり、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額には、これらの合計額を記載しています。

### (3) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けている子会社

当社の重要な子会社のうち、マツダモーターオブアメリカ, Inc.、マツダカナダ, Inc.、マツダモートルマヌファクトゥリングデメヒコS.A. de C.V.、マツダモーターヨーロッパ GmbH、マツダモーターロジスティクスヨーロッパN.V.、マツダモーターズ(ドイツランド) GmbH、マツダモーターズUK Ltd.、マツダモーターロシア, OOO、マツダオーストラリア Pty.Ltd.、マツダ(中国)企業管理有限公司、マツダセールス(タイランド)Co., Ltd.、マツダパワートレインマニユファクチャリング(タイランド)Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けています。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと思われる場合、監査等委員全員の同意により解任いたします。

また、当社都合の場合のほか、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、その事実に基づき、会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会決議に基づき「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案といたします。

# 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備に関する 取締役会決議及び運用状況の概要

## (1) 体制の整備に関する取締役会決議の概要

### ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録その他の取締役の職務の執行に係る情報については、法令、定款及び関連社内規程に従い、適切に保存及び管理を行い、監査等委員会から閲覧要請がある場合はその閲覧に供する。

### ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ リスクマネジメント基本ポリシー及び関連社内規程に従い、個別のビジネスリスクについては各担当部門が、全社レベルのリスクについては各主管部門が適切に管理を行う。
- ・ 経営上重大な事態や災害等の緊急事態が発生した場合は、社内規程に従い、必要に応じて緊急対策本部を設置するなど適切な措置を講じる。
- ・ 全社的なリスクマネジメントの推進を担当する役員と部門を定め、リスク・コンプライアンス委員会における重点課題の設定、各部門におけるリスク管理状況の確認・評価などの活動により、リスクマネジメントの一層の強化充実を図る。
- ・ 内部監査部門は、内部監査等を通じて、各部門におけるリスク管理状況を確認・評価するとともに、定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

### ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 経営計画のマネジメントについては、中長期の経営計画及び年度毎の事業計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。
- ・ 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程に定める付議事項に該当する事項すべてを取締役に付議する。
- ・ 日常の職務遂行については、職務権限規程、業務分掌規程及び関連社内規程に基づく執行役員間の役割分担及び執行役員への権限委譲等により効率的に行う。

### ④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 取締役会による監督機能の一層の強化及び経営の透明性の更なる向上を図るため、独立した立場の社外取締役を置く。
- ・ マツダ企業倫理行動規範の下、コンプライアンスを全社的に総括する役員と部門を置き、各部門長をコンプライアンス推進責任者とするコンプライアンス体制により、取締役その他の役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取り組みを行う。

- ・コンプライアンスの推進業務は、リスク・コンプライアンス委員会で審議する全社推進方針に基づき、コンプライアンスを全社的に総括する部門が主管する。
  - ・法令及びマツダ企業倫理行動規範に照らし、不適切な行為等があった場合、又はその疑いがある場合の通報窓口としてマツダ・グローバル・ホットライン（以下「ホットライン」という。）を設ける。ホットラインは、匿名による通報を受け付けるとともに、通報窓口を第三者機関（弁護士）にも設ける。
- ⑤ **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ・子会社に対して、関連規程に従い、特定の事項、重要な業務上の課題等の解決について、当社への事前の報告又は当社の同意を得ることを求める。
  - ・子会社に対して、リスクマネジメント基本ポリシー及び関連社内規程に従い、リスクマネジメントに適切に取り組むように指導・支援を行う。
  - ・子会社に対して、当社グループの中長期の経営計画及び年度毎の事業計画、その他当社の政策と方針を展開するとともに、これらに沿った経営が行われるよう、指導・支援を行う。子会社に随時発生する重要な経営上の諸問題を解決するための指導・支援を行う。
  - ・子会社に対して、マツダ企業倫理行動規範を展開するとともに、これに沿った経営が行われるよう、指導・支援を行う。監査等委員会及び内部監査部門は、法令・定款の遵守状況やリスク管理状況について適宜、グループ会社監査を行う。
- ⑥ **監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項**  
監査等委員会の職務を補助する組織を設置し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令に服さない従業員（以下「監査等委員会スタッフ」という。）を置く。
- ⑦ **上記⑥の取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ・監査等委員会スタッフの人事異動及び人事評価については、人事部門は監査等委員（常勤）と事前協議を行う。
  - ・監査等委員会スタッフは、他部署の使用人を兼務せず、監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。
- ⑧ **当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。）及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査等委員会に報告する。

- ・取締役及び執行役員は、重大な訴訟・係争、会計方針の変更、重大な事故、当局から受けた行政処分、その他監査等委員会が取締役及び執行役員と協議して定める事項については、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実該当しない場合であっても、監査等委員会に報告する。
- ・取締役及び執行役員は、子会社の取締役、執行役員、監査役及び内部監査に携わる従業員に対して、当社又は子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実及びその他監査等委員会が取締役及び執行役員と協議して定める事項についての報告を求め、これを監査等委員会に報告する。
- ・内部監査部門は、当社グループにおける内部監査の結果等について定期的に監査等委員会に報告する。
- ・ホットラインにより、当社及び主要な子会社の従業員等からの通報を受け付けるとともに、通報の状況等について定期的に監査等委員会に報告する。
- ・ホットラインへの通報者や調査に協力した者及び前各号により監査等委員会に報告をした者に対する報復や不利益取扱を行わないことを当社グループの役員及び従業員等に周知徹底する。

⑨ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。緊急又は臨時に支出した費用については、事後会社に償還を請求することができる。

⑩ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・監査等委員会はその年間計画に従って取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。）の職務執行の監査を行う。
- ・監査等委員（常勤）は、経営会議その他の重要会議に出席する。
- ・監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人の間で、定期的に会合を行うなどの密接な連携をとる。
- ・監査等委員会は、会合、業務執行状況についてのヒアリング等により、取締役、執行役員及び主要部門長との意思疎通を図る。
- ・監査等委員（常勤）及び当社グループの大会社の常勤監査役をメンバーとする会合を定期的に開催し、情報交換を行うなどの連携をとる。

⑪ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

当社グループは、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。また、反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとる。

## (2) 運用状況の概要

当社は、上記取締役会決議に基づいて、体制を整備し、その適切な運用に努めています。当期における主な取り組みは以下のとおりです。

なお、監査等委員会及び内部監査部門は、内部統制の有効性を継続的に監査しています。また、運用状況は、取締役会に報告されています。

### ① リスクマネジメント及びコンプライアンスに関する取り組み

- ・リスク・コンプライアンス委員会にて、リスクマネジメント、コンプライアンスの運用状況を把握し、評価いたしました。また、中期活動計画に基づき、当社及び子会社におけるリスクの一層の見える化とリスク管理活動の強化に取り組んでおり、半期毎にその進捗をリスク・コンプライアンス委員会で確認しています。
- ・中期活動計画（2021年3月期～2025年3月期）の下、「リスクを早期把握/未然防止するための仕組みの確立と確実な運用」並びに「企業活動において当社グループ共通で守るべきルールの明確化及び当該ルールに基づく主体的なリスクマネジメント活動の強化」に向けて、当社グループが一体となった盤石なリスクマネジメントの基盤構築に取り組んでいます。
- ・当期は、特に下請法遵守を重点取り組みと位置づけ、統一的な業務管理を実現するシステムを導入するとともに、定期研修や監査の取り組みを行っています。
- ・役員及び従業員に対して、コンプライアンスに係る啓発活動（業務内容・職務等に応じた集合教育、eラーニングを活用した自主的な学習機会の提供、定期的な情報発信等）を継続的に実施しています。
- ・当社及び主要子会社の従業員に対して、啓発ポスターやセミナーなどを通じてホットラインの通報窓口（社内及び第三者機関）を周知するとともに、通報を受け付け、適切に対応しています。
- ・経営上の重大な不正又は損失に関する情報が職制を通じて確実に伝達され、迅速かつ円滑な対応が行われるよう、報告プロセスの継続的な周知徹底を行っています。
- ・全社から抽出されたリスク等について、全社レベルのリスクを主管する部門が協議し、新たに発生するリスク等の確認と必要な施策を検討し、リスクの低減に努めています。
- ・当社部門長及び子会社経営者向けの実効性のあるコンプライアンス教育プログラムの策定とその実施に取り組んでいます。
- ・大規模災害時、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や、取引先が被災した場合の当社の初動対応等を含め、緊急時に行うべき活動を取り決め、継続的に検証と改善を図っています。また、大規模災害を想定した初動訓練を計画的に実施しています。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に対しては、子会社を含めた感染状況や生産・販売への影響等の確認を行うとともに、必要な感染対策を講じました。

## ② 職務執行の効率性の確保に関する取り組み

- ・経営計画に基づいて予算を設定するとともに、進捗を確認しています。
- ・取締役会規程に定める付議事項に該当するすべての案件を取締役に付議しています。
- ・職務権限規程、業務分掌規程及び関連社内規程に基づいて執行役員間の役割分担を行うとともに、執行役員へ権限を委譲しています。
- ・取締役会の年間付議スケジュールを策定するとともに、社外取締役に対して、取締役会に付議する案件について事前に十分な説明を行うことにより、取締役会の審議の充実、効率化を図っています。
- ・取締役会の実効性を高めるため、取締役会出席者は、調査票に基づく自己評価を行うとともに、取締役会における審議・運営の現状分析と今後の改善策について議論を行い、改善に向けた取り組みを実施しています。

## ③ 当社グループにおける業務の適正を確保するための取り組み

- ・子会社におけるリスクマネジメント、コンプライアンスの取り組み状況、ホットラインの運用状況を把握するとともに、指導・支援を実施しています。
- ・子会社取締役向けに経営陣の役割・責務、コンプライアンス、リスクマネジメント等に係る教育を実施しています。
- ・当社及び子会社が連携して、子会社における内部統制の有効性の確認を目的とした内部監査を実施しています。また監査実施時に、子会社取締役に対し、グループ内での不備事例を踏まえた内部統制教育を実施しています。
- ・コロナ禍の影響を踏まえ、ウェブ会議システムを活用した監査活動を実施するなど、引き続き、関係部門と連携して一層の適正かつ効率的な監査活動の促進を図っています。
- ・国内子会社では、当社幹部社員が監査役に就任して監査活動を行うとともに、内部統制委員会における統制課題の共有、審議など各社が自主的な内部統制の取り組みを進めており、各社の経営状況等と併せて定期的に当社経営陣へ報告しています。海外子会社では、現地の役員、内部監査部門と当社の役員、主管部門及び内部監査部門等が参加する監査委員会を開催して内部統制に関する取り組みの審議や意見交換を行っています。また、子会社における監査体制や内部統制機能の整備を目的とした指導・支援を行うなど、子会社の内部統制及びリスクマネジメント体制の更なる強化に向けた取り組みを実施しています。
- ・当社及び子会社においては、チェックリストを用いて内部統制の運用状況についての自己診断を行い、主体的に統制上の不備を把握するとともに是正活動を実施しています。また、内部監査部門が必要な改善を提言するとともに、新たなリスクをチェックリストに適宜、反映しています。



#### ④ 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保に関する取り組み

- ・ 監査等委員会は、当社を取巻く経営環境やグループガバナンスの状況を踏まえて、監査・監督方針・重点施策を策定し、年間計画に沿って、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行状況を監査しています。

なお、内部統制システムの運用状況に関しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員、主要部門長及び関係会社経営者と対話を行うとともに、会計監査人及び内部監査部門等との連携を図りながら、グループ全体の状況を網羅的かつ効果的に把握・確認し、その結果を取締役会で報告しています。

- ・ 監査等委員（常勤）は、監査環境の整備を行いながら、経営会議など重要会議への出席、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等との情報・意見交換を通じて、当社グループにおける事業リスクやガバナンス・内部統制上のリスク・課題に関する情報を収集し、監査等委員会で共有しています。
- ・ 監査等委員である社外取締役は、監査等委員（常勤）から得た情報並びに取締役会における重要戦略のリスク・課題に関する審議及び定期的な取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの職務執行報告をもとに、独立した立場から、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行状況を監査しています。
- ・ 監査等委員は、取締役会での定期的な報告を通じてリスク・コンプライアンス委員会での審議状況を確認しています。また、監査等委員（常勤）は、内部監査部門等からホットラインの通報状況などについて報告を受けており、把握したリスク・課題や対応状況を監査等委員会で共有しています。
- ・ 監査等委員（常勤）は、当社グループにおけるガバナンスや内部統制の状況を把握するために、グループ会社（主に大会社）の監査役と定期的に情報交換を行うなど連携を図っています。

---

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入しています。

## 2. 連結計算書類

### 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益
当期首残高	百万円 283,957	百万円 263,028	百万円 508,784	百万円 △2,187	百万円 1,053,582	百万円 16,002	百万円 △312
会計方針の変更による累積的影響額			△8,883		△8,883		
会計方針の影響を反映した当期首残高	283,957	263,028	499,901	△2,187	1,044,699	16,002	△312
連結会計年度中の変動額							
親会社株主に帰属する 当期純利益			81,557		81,557		
自己株式の取得				△1	△1		
自己株式の処分		△25		88	63		
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						13,705	△1,002
連結会計年度中の変動額合計	-	△25	81,557	87	81,619	13,705	△1,002
当期末残高	283,957	263,003	581,458	△2,100	1,126,318	29,707	△1,314

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	百万円 145,536	百万円 △30,897	百万円 △2,181	百万円 128,148	百万円 382	百万円 13,718	百万円 1,195,830
会計方針の変更による累積的影響額							△8,883
会計方針の影響を反映した当期首残高	145,536	△30,897	△2,181	128,148	382	13,718	1,186,947
連結会計年度中の変動額							
親会社株主に帰属する 当期純利益							81,557
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							63
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	-	24,735	9,236	46,674	58	1,399	48,131
連結会計年度中の変動額合計	-	24,735	9,236	46,674	58	1,399	129,750
当期末残高	145,536	△6,162	7,055	174,822	440	15,117	1,316,697

記載金額は百万円未満の端数を四捨五入しております。

## 連結注記表

### 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

71社

(2) 主要な連結子会社の名称

マツダモーターオブアメリカ, Inc.

マツダカナダ, Inc.

マツダモーターマヌファクトゥリングデメヒコS.A. de C.V.

マツダモーターヨーロッパGmbH

マツダモーターロジスティクスヨーロッパN.V.

マツダモーターズ(ドイツランド)GmbH

マツダモーターズUK Ltd.

マツダモーターロシア, OOO

マツダオーストラリアPty.Ltd.

マツダ(中国)企業管理有限公司

マツダセールス(タイランド)Co., Ltd.

マツダパワートレインマニユファクチャリング(タイランド)  
Co., Ltd.

(株)関東マツダ

東海マツダ販売(株)

(株)関西マツダ

(株)九州マツダ

マツダパーツ(株)

倉敷化工(株)

マツダロジスティクス(株)

マツダ中販(株) 他

(3) 連結の範囲の変更

新規 3社 マツダモーターチェコ, s.r.o.他

除外 2社 マツダモーターオペラシオネスデメヒコS.A. de  
C.V.他

異動の理由は、新規設立及び吸収合併によるものです。

(4) 主要な非連結子会社の名  
称及び連結の範囲から除  
いた理由

PTマツダモーターインドネシア

総資産、売上高、当期純損益並びに利益剰余金等の観点か  
らみて、いずれも小規模であり、全体として連結計算書類  
に重要な影響を及ぼしていないためであります。

## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1) 持分法適用会社の数

18社

### (2) 主要な持分法適用会社の名称

オートアライアンス(タイランド)Co., Ltd.

長安マツダ汽車有限公司

長安マツダエンジン有限公司

マツダソラーズマヌファクトゥリンググループスLLC

マツダトヨタマニユファクチャリングUSA, Inc.

トーヨーエイテック(株)

マツダクレジット(株) 他

### (3) 主要な非持分法適用会社の名称及び持分法を適用していない理由

(株)広島東洋カーブ 他

当期純損益及び利益剰余金等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日（3月31日）と異なる子会社は、マツダモトールマヌファクトゥリングデメヒコS.A. de C.V.等21社であり、決算日は主として12月31日であります。

決算日が連結決算日と異なる会社のうち、マツダモトールマヌファクトゥリングデメヒコS.A. de C.V.等7社については、連結計算書類の作成にあたり、仮決算に基づく計算書類を使用しております。残りの14社については、連結計算書類の作成にあたり、それぞれの決算日現在の計算書類を使用しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## 4. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法に基づく原価基準によっております。

- ②デリバティブ取引  
主として時価法によっております。
- ③棚卸資産  
通常の販売目的で保有する棚卸資産  
主として総平均法に基づく原価基準（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- (2) 重要な固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産  
(リース資産を除く)  
主として定額法によっております。  
なお、主として、耐用年数については見積耐用年数とし、残存価額については耐用年数到来時に備忘価額となるよう償却しております。
- ②無形固定資産  
(リース資産を除く)  
定額法によっております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。  
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。  
また、国際財務報告基準に基づき財務諸表を作成しております在外連結子会社については、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上されたリース資産の減価償却方法は定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②製品保証引当金  
製品のアフターサービスの費用に備えるため、主として保証書の約款及び法令等に従い、過去の実績を基礎に将来の保証見込及び求償見込を加味して計上しております。
- ③損害補償損失引当金  
将来の損害補償損失に備えるため、損失の発生が予想され、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、当該損失見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループでは、自動車及び同部品の製造、販売、並びにメンテナンスサービス等を主な事業としております。製品の販売については、製品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。この移転は、通常、顧客と合意した場所において製品を引渡しした時点で行われます。メンテナンスサービス等については、製品の引渡しとは別個の履行義務として取り扱います。メンテナンス等個別サービスの提供の場合は、サービスの提供を完了し顧客に引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、コネクティッドサービス等継続的サービスの提供の場合は、時の経過による履行義務の進捗に応じて一定期間にわたり、それぞれ収益を認識しております。

収益は、顧客との契約で明確にされている対価に基づき測定し、第三者のために回収する金額を除いております。契約の対価の総額は、すべての製品及びサービスに、それらの独立販売価格に基づき配分しております。この独立販売価格は、類似する製品若しくはサービスの販売価格、又はその他の合理的に利用可能な情報を参照して算定しております。

当社グループでは、販売店に対して、販売促進策に基づいて算定された販売奨励金を支給しており、これは一般的に当社グループから販売店への値引きに該当します。この販売奨励金は、対象となる製品を販売店に引渡しした時点で認識する収益から控除しております。製品の販売等一時点で認識する収益に係る対価は収益を認識した時点から、継続的サービスの提供等一定期間で認識する収益に係る対価はサービスの提供開始の時点から、それぞれ30日以内に支払いを受けており、重要な支払い条件はありません。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間  
帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び  
過去勤務費用の費用処  
理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により費用処理しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は  
負債の本邦通貨への換算  
基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、在外子会社等の会計期間に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

- (7) 重要なヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。  
 なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。
- (8) のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、投資ごとの効果を発現する期間を勘案して、主として5年間で均等償却しております。
- (9) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ①資産に係る控除対象外消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。
- ②連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。  
 なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」を適用する予定であります。

(会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」の適用

「収益認識に関する会計基準」等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、国内販売子会社は、従来、新車の販売について車両登録時に収益を認識しておりましたが、納車時に収益を認識する方法に変更しております。また、当社は、新車販売時のコネクティッドサービスについて、従来は対価を授受していないことから収益認識をしておりませんでした。が、車両の引渡しとは別個の履行義務として取り扱い、取引価格を独立販売価格に基づき配分したうえで一定期間にわたり収益認識する方法に変更しております。加えて、当社及び米国子会社が販売店に対して支払う販売促進費用の一部について、従来は、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度では、売上高は42,003百万円減少し、売上原価は12,194百万円増加し、販売費及び一般管理費は58,760百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ4,561百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は8,883百万円減少しております。1株当たり情報に与える影響は軽微であり、記載を省略しております。

#### 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

#### 収益認識に関する注記

##### 1. 収益の分解情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識した収益であり、顧客との契約以外から生じた収益に重要性はありません。当連結会計年度における、当社グループの売上高を、製品の販売及びメンテナンスサービス等の一時点で認識する収益と、継続的なサービスの提供の一定期間にわたり認識する収益との、収益認識の時期別及び外部顧客の所在地別に分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				
	日本	北米	欧州	その他の地域	計
収益認識の時期					
一時点で認識する収益	815,893	1,196,822	538,025	557,254	3,107,994
一定期間にわたり認識する収益	464	9,845	1,374	672	12,355
計	816,357	1,206,667	539,399	557,926	3,120,349

##### 2. 収益を理解する基礎情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等4. 会計方針に関する事項」の「(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

##### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

###### (1) 契約残高

当連結会計年度における、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は、以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	123,896百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	146,136百万円
契約負債(期首残高)	52,530百万円
契約負債(期末残高)	83,710百万円

(\*1) 顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表において「受取手形及び売掛金」に含まれ、契約負債は、流動負債の「その他」に含まれております。



(\*2) 契約負債の主な内容は、製品の販売等に係る前受金及びコネクティッドサービス等に係る繰延収益です。当連結会計年度において収益として認識された額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、24,913百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間別の内訳は、次のとおりであります。

1年以内	22,775百万円
1年超	28,380百万円
計	51,155百万円

なお、上記の表には、実務上の便法を適用し、当初の予想期間が1年以内の残存履行義務に関する情報は含めておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りについて

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響が、依然として不透明な状況であることを踏まえ、翌連結会計年度にも限定的な影響があるものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性の判断を行っております。

なお、今後の感染状況等が変化した場合には、当社グループの連結計算書類に影響を与える可能性があります。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

繰延税金資産	37,256百万円
製品保証引当金	66,261百万円
損害補償損失引当金	11,500百万円

連結貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産

商品及び製品	234,324百万円
仕掛品	134,851百万円
原材料及び貯蔵品	30,748百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,268,641百万円

### 3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産（期末帳簿価額）

建物及び構築物	82,742百万円
機械装置及び運搬具	172,232百万円
工具、器具及び備品	47,781百万円
土地	228,798百万円
棚卸資産	74,018百万円
その他	66,322百万円
計	<u>671,893百万円</u>

#### (2) 担保に係る債務

短期借入金	190百万円
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	3,230百万円
計	<u>3,420百万円</u>

### 4. 保証債務等

#### 金融機関等借入金等に対する保証債務及び保証予約等

欧州地域自動車ディーラー	14,234百万円
(株)神戸マツダ	929百万円
その他	29百万円
計	<u>15,192百万円</u>

### 5. 当社は、「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

#### 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価額の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 72,056百万円

### 連結損益計算書に関する注記

#### 新型コロナウイルス感染症による操業停止等に伴う損失

新型コロナウイルス感染症による操業停止等に伴う損失8,861百万円は、東南アジア地域での新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、政府の要請を受けサプライヤーが操業を制限した結果、部品供給不足が生じた影響で、当社工場の操業を縮小した期間における固定費等でありませ

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 631,803,979株
2. 剰余金の配当に関する事項
  - (1) 配当金支払額等  
該当事項はありません。
  - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
2022年6月24日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2022年6月24日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	12,597百万円	20円	2022年3月31日	2022年6月27日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 556,300株

## 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項  
当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入、社債発行などにより資金を調達しております。  
受取手形及び売掛金、並びに貸付金に係る顧客の信用リスクは、内部管理規程に沿ってリスク低減を図っております。有価証券は信用力の高い金融機関の譲渡性預金等であり、信用リスクは僅少であります。また投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。  
外貨建営業債権に係る為替変動リスクは、原則として外貨建営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約等を利用してヘッジしております。借入金、社債発行などにより調達した資金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券	71,000	71,000	－
(2) 投資有価証券	98,753	98,753	－
(3) 社債	50,000	49,616	△384
(4) 長期借入金	602,520	604,713	2,193
(5) リース債務	23,409	23,429	20
(6) デリバティブ取引（*2）	△5,422	△5,422	－

（\*1）「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」、「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（\*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は△で示しております。

（\*3）非上場株式等（連結貸借対照表計上額1,389百万円）、並びに関連会社株式等（連結貸借対照表計上額122,050百万円）は、市場価格がないため、「(2) 投資有価証券」には含めておりません。

## 3. 金融商品の時価等の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(注) 時価の算定方法に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 有価証券

信用力の高い金融機関の譲渡性預金等であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(2) 投資有価証券

株式等は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価を主にレベル1に分類しております。

(3) 社債

当社グループの発行する社債の時価は、市場価格（日本証券業協会が定める公社債店頭売買参考統計値）を用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 長期借入金、及び (5) リース債務

これらについては、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(6) デリバティブ取引

為替予約の時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	2,065円74銭
1 株当たり当期純利益	129円49銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	129円38銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

### 3. 計算書類

#### 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	百万円 283,957	百万円 193,847	百万円 73,811	百万円 254,920	百万円 △2,182	百万円 804,353
会計方針の変更による累積的影響額				△1,114		△1,114
会計方針の影響を反映した当期首残高	283,957	193,847	73,811	253,806	△2,182	803,239
事業年度中の変動額						
当 期 純 利 益				84,529		84,529
自己株式の取得					△1	△1
自己株式の処分			△25		88	63
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	△25	84,529	87	84,591
当 期 末 残 高	283,957	193,847	73,786	338,335	△2,095	887,830

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	百万円 15,973	百万円 △240	百万円 145,536	百万円 161,269	百万円 382	百万円 966,004
会計方針の変更による累積的影響額						△1,114
会計方針の影響を反映した当期首残高	15,973	△240	145,536	161,269	382	964,890
事業年度中の変動額						
当 期 純 利 益						84,529
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						63
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	13,820	△1,141	-	12,679	58	12,737
事業年度中の変動額合計	13,820	△1,141	-	12,679	58	97,328
当 期 末 残 高	29,793	△1,381	145,536	173,948	440	1,062,218

記載金額は百万円未満の端数を四捨五入しております。

## 個別注記表

### 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価基準によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価基準によっております。

##### (2) デリバティブ取引

主として時価法によっております。

##### (3) 棚卸資産

総平均法に基づく原価基準（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主として、耐用年数については見積耐用年数とし、残存価額については耐用年数到来時に備忘価額となるよう償却しております。

##### (2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 製品保証引当金 製品のアフターサービスの費用に備えるため、主として保証書の約款及び法令等に従い、過去の実績を基礎に将来の保証見込及び求償見込を加味して計上しております。
- (3) 損害補償損失引当金 将来の損害補償損失に備えるため、損失の発生が予想され、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、当該損失見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。
- (5) 関係会社事業損失引当金 関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財務内容等を勘案して計上しております。



#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社では、自動車及び同部品の製造、販売、並びにコネクティッドサービス等の提供を主な事業としております。製品の販売については、製品に対する支配が移転した時点で履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。この移転は、通常、顧客と合意した場所において顧客に製品を引渡した時点で行われます。コネクティッドサービス等の提供は、製品の引渡しとは別個の履行義務として取り扱い、時の経過による履行義務の進捗に応じて一定期間で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約で明確にされている対価に基づき測定し、第三者のために回収する金額を除いております。契約の対価の総額は、すべての製品及びサービスに、それらの独立販売価格に基づき配分しております。この独立販売価格は、類似する製品の販売価格若しくはサービスの販売価格、又はその他の合理的に利用可能な情報を参照して算定しております。

当社では、販売店に対して、販売促進策に基づいて算定された販売奨励金を支給しており、これは一般的に当社から販売店への値引きに該当します。この販売奨励金は、対象となる製品を販売店に引渡した時点で認識する収益から控除しております。

製品の販売に係る対価は、通常、収益を認識した時点から、サービスの提供に係る対価は、サービスの提供開始の時点から、それぞれ30日以内に支払いを受けており、重要な支払い条件はありません。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる事項

- |                         |                                                                       |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| (1) ヘッジ会計の方法            | 繰延ヘッジ処理によっております。<br>なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。        |
| (2) 退職給付に係る会計処理         | 退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。 |
| (3) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理 | 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。                            |

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」を適用する予定であります。

(会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」の適用

「収益認識に関する会計基準」等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、当社は、新車販売時のコネクティッドサービスについて、従来は対価を授受していないことから収益認識をしておりませんでした。車両の引渡しとは別個の履行義務として取り扱い、取引価格を独立販売価格に基づき配分したうえで一定期間にわたり収益認識する方法に変更しております。加えて、当社が販売店に対して支払う販売促進費用の一部について、従来は、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度では、売上高は3,035百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ730百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は1,114百万円減少しております。1株当たり情報に与える影響は軽微であり、記載を省略しております。

### 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

### 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(追加情報)

### 新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りについて

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響が、依然として不透明な状況であることを踏まえ、翌事業年度にも限定的な影響があるものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性の判断を行っております。

なお、今後の感染状況等が変化した場合には、当社の計算書類に影響を与える可能性があります。

### 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産	15,355百万円
製品保証引当金	66,261百万円
損害補償損失引当金	11,500百万円

### 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	941,559百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	377,562百万円
3. 関係会社に対する長期金銭債権	16,798百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債務	101,740百万円
5. 関係会社に対する長期金銭債務	3,014百万円

6. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産（期末帳簿価額）

建物	52,325百万円
構築物	5,256百万円
機械及び装置	123,830百万円
工具、器具及び備品	9,507百万円
土地	163,127百万円
計	<u>354,045百万円</u>

(2) 担保に係る債務

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	2,000百万円
-------------------------	----------

7. 保証債務等

金融機関等借入金等に対する保証債務及び保証予約等

マツダモートルマヌファクトゥリングデメヒコS.A.de C.V.	9,792百万円
マツダモーターオブアメリカ, Inc.	2,053百万円
その他	1,002百万円
計	<u>12,847百万円</u>

8. 「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価額の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 72,056百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	1,813,912百万円
仕入高	386,563百万円
販売費及び一般管理費	60,510百万円
営業取引以外の取引	37,698百万円

2. 新型コロナウイルス感染症による操業停止等に伴う損失

新型コロナウイルス感染症による操業停止等に伴う損失8,861百万円は、東南アジア地域での新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、政府の要請を受けサプライヤーが操業を制限した結果、部品供給不足が生じた影響で、当社工場の操業を縮小した期間における固定費等であります。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

1,932,167株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券等評価損 46,140百万円

未払費用等 25,005百万円

製品保証引当金 20,183百万円

繰越欠損金 12,541百万円

棚卸資産等 10,576百万円

退職給付引当金 7,618百万円

関係会社事業損失引当金 6,288百万円

未払賞与 5,702百万円

損害補償損失引当金 3,503百万円

減損損失 1,185百万円

その他 11,101百万円

繰延税金資産小計 149,842百万円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △12,541百万円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △108,779百万円

評価性引当額小計 △121,320百万円

繰延税金資産合計 28,522百万円

繰延税金負債

有価証券評価差額金 △13,050百万円

資産除去債務に対応する除去費用 △117百万円

繰延税金負債合計 △13,167百万円

繰延税金資産の純額 15,355百万円

再評価に係る繰延税金負債

土地の再評価に係る繰延税金資産 548百万円

評価性引当額 △548百万円

土地の再評価に係る繰延税金負債 △64,537百万円

土地の再評価に係る繰延税金負債の純額 △64,537百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	マツダモーター オブアメリカ, Inc.	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の派遣	自動車の販売 (注1)	814,133	売掛金	97,073
子会社	マツダオーストラリア Pty.Ltd.	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の派遣	自動車の販売 (注1)	246,839	売掛金	20,058
子会社	マツダモートルマヌフ アクトゥリング デメヒコス.A. de C.V.	所有 直接100%	当社製品の製造 販売 役員の派遣	資金の貸付 (注2)	93,968	貸付金	75,772
				資金の回収	44,422		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引条件は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件を勘案して決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,685円70銭
1 株当たり当期純利益	134円20銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	134円09銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。